

大阪版市場化テスト・民間提案型アウトソーシング指針（案）

I 趣旨・定義

1. 趣旨

公共サービスを効率的に実施するとともに質的な向上を図るという市場化テストの理念を実現するため、広く民間のアイデアやノウハウを取入れたアウトソーシング（民間提案型アウトソーシング）を推進することとし、その取扱いに関する基本的な考え方を以下の通り定める。

2. 定義

- ① 民間提案型アウトソーシングとは、「大阪府市場化テストガイドライン」（平成 17 年 6 月策定）に類型として定める「提案アウトソーシング型」の具体的手法であり、公共サービスの質の向上と効率化を図るため、民間事業者のアイデアやノウハウを取入れ包括的にアウトソーシングを実施する手法をいう。
- ② 対象業務とは、本指針に基づき、アウトソーシングの実施検討を行なうにあたって、民間事業者等から提案を求める対象となる業務をいう。
- ③ 監理委員会とは、本指針 V、及び別に要綱で定める大阪版市場化テスト監理委員会をいう。
- ④ 事務局とは、大阪版市場化テスト監理委員会の事務局であり、政策企画部企画室をいう。
- ⑤ 関係部局（室・課）とは、総務部行政改革室及び人事室をいう。
- ⑥ 事業課とは、対象業務の担当部局等をいう。

II 実施の手順（対象事業の決定と民間事業者の提案募集）

1. 対象業務の選定（事務局・関係部局・事業課）

- ① 対象業務は、府における業務の抽出や監理委員会の提案等を基に検討し、選定にあたっては、監理委員会の意見を聴くものとする。

2. 実施方針の策定・公表（事務局）

- ① 実施方針は毎年度策定する。
- ② 実施方針には、当該年度の対象業務の名称及び内容、民間事業者の意見募集期間等を記載の上、公表する。
- ③ 実施方針の策定に当たっては、監理委員会の意見を聴くものとする。

3. 対象業務にかかる情報の開示（事務局・事業課）

- ① 提案の公募に際し、対象業務の内容等に関して提供すべき事項は概ね別記 1 に定めるとおりとし、別に定める様式で行うものとする。
- ② 対象業務については、府においても可能な限り業務改善に努めることとし、この場合、従前に実施されている業務の経費、必要な人員に加え、改善を実施した場合の業務の経費、必

要な人員等を記載するものとする。

4. 民間事業者等からの提案の公募(事務局・関係部局)

- ① 民間事業者等から、対象業務を受注することを想定した具体的な提案を公募する。
- ② 提案を行なうことが出来る者は、当該業務を実施する意向を持ち、かつ、実際に当該業務を行なっている者、類似の業務を行なっている者、又は、業務を実施する能力を有する者とする。
- ③ 上記②にかかる資格要件については、対象業務毎に定めるものとする。
- ④ 募集期間は提案を提出するに足りる相当な期間(通常2ヶ月程度)とする。
- ⑤ 提案に記載すべき事項は、概ね別記2に定めるとおりとし、別に定める様式で行うものとする。
- ⑥ 提案の内容、提案者の名称等は非公開とする。但し、提案の有無、提案者数は公表するものとする。

5. 民間事業者の提案の検討(事務局・関係部局・事業課)

- ① 民間事業者からの提案等をもとに、委託の是非、仕様書の内容、発注手法等を府において検討する。
- ② 委託の是非を検討するにあたっては、従前に府が実施しているコストや業務改善を実施した場合のコスト、提供されるサービスの質、サービス提供の継続性等を総合的に検討するものとする。
- ③ 委託の是非等について、監理委員会の意見を聴くものとする。
- ④ 民間事業者から提案が無かった場合、適切と考えられる提案が無かった場合などにおいては、府が任意に選定する事業者から個別に意見を聞くことができるものとする。
- ⑤ 対象業務について、検討を継続する場合、又は民間委託を実施しない場合には、その理由を公表しなければならない。

Ⅲ 実施の手順(業務の委託)

1. 委託の発注内容(事務局・事業課)

- ① 委託を実施することを決定した業務については、民間事業者の提案や業務の性質等に応じて、委託を実施する業務の範囲、業務の仕様書(要求水準書)、契約書案等を作成する。その際、委託を実施する業務の範囲等について、Ⅱで定める対象業務と一部異なるものであっても差し支えない。
- ② 業務の仕様書、契約書案等を作成する際には、業務の性質に応じて、業務情報の守秘義務、業務の実施における適切な水準等を記載する。
- ③ 契約内容の履行にあたっての発注者(府)の報告聴取、検査などの事項を業務の性質に応じて定めるものとする。その際、民間事業者の提案等から、委託後のモニタリングに関する方法等を検討するものとする。
- ④ 委託契約の期間については業務の性質に応じて決定するものとするが、業務の安定的な実

施を図る観点などから、複数年度の実施を原則とする。その際、府の指定管理者の例(3年等)を参考とするものとする。

2. 発注の方式(事務局・事業課)

- ① 業務委託の発注は、地方自治法他が定める府の契約制度によるものとする。
- ② 業務委託の発注に際しても広く、民間のアイデアやノウハウを取入れる観点から、総合評価一般競争入札、若しくはプロポーザル型の随意契約によることを原則とする。ただし、業務の性質に応じて一般競争入札の手法を採用することを妨げない。
- ③ 総合評価一般競争入札等の実施に際して設置される審査委員会は監理委員会とは設置目的を異にするものであり、契約等に関する審査委員会の権限を監理委員会が妨げるものではない。

3. 予定価格の算定(事業課)

- ① 業務委託の発注における予定価格の算定は、従前から実施されている府の委託契約における発注の方式の例により実施するものとする。
- ② 本指針Ⅱ-3で示した、従前に府が実施しているコスト、業務改善を実施した場合のコストについては、民間事業者の意見募集に際して概ねの金額が公表されているが、当該金額はあくまでも参考となる指標であり、これらと委託の予定価格は性質を異にするものである。
- ③ 予定価格の算定に当たっては、業務委託の発注における適正な単価等により算定するものとする。但し、適正な単価等の設定や歩係り等の把握が困難な場合、従前に府が実施しているコスト、業務改善を実施した場合のコストを参考とすることを妨げない。
- ④ 予定価格が従前に府が実施しているコスト、業務改善を実施した場合のコストを上回る場合は、委託の発注の是非を含め、別途検討するものとする。

4. その他(事務局・事業課)

- ① 必要に応じ、仕様書等に関して留意すべき事項について、監理委員会から意見を聴くとともに、業務の委託に係る一連の結果を監理委員会に報告し、意見を聴くものとする。

Ⅳ 実施の手順(業務の実施)

1. 業務の監督(事務局・関係部局・事業課)

- ① 委託契約の内容等により、委託された業務が適切に実施されているかを監視・評価するものとする。
- ② 業務が適切に執行されていないと認められる場合は委託契約の内容等により、適切な措置を講じるものとする。
- ③ 必要に応じ業務の執行前において、監理委員会から業務の監視にかかる留意事項について意見を聴くとともに、業務の執行状況を監理委員会に報告し、意見を聴くものとする。

Ⅴ 大阪版市場化テスト監理委員会(監理委員会)の設置

1. 監理委員会の設置(事務局)

- ① 対象業務の検討・選定、実施方針の策定、民間事業者等からの具体的な提案の検討やモニタリングの手法など一連のプロセスの透明性・公平性を確保するために、監理委員会を設置する。
- ② 監理委員会は 5 人以内とし、学識経験者、公認会計士、弁護士、経済団体に属する者から構成する。
- ③ 監理委員会に関する必要な事項は別途要綱で定める。

VI その他

1. 指針の性格

- ① 本指針は、地方自治法他が定める、府の契約制度に反するものではなく、また、本指針に定めのないことは府の契約制度の一般原則に拠るものとする。
- ② 対象業務の性質や業務量、委託される業務の性質や業務量に応じ、本指針の一部の適用を除外することを妨げない。

2. その他

- ① 手続の合理性、透明性を担保するため、必要に応じて監理委員会の意見を聴くとともに、手続のプロセスは可能な限り公表するものとする。
- ② 手続のプロセスにおいて、検討の状況や結論に至った理由等を可能な限り開示するものとする。
- ③ 情報の公開、提案の募集等にあたっては、府のホームページ等を活用し、効率的に実施するものとする。
- ④ 委託の是非、委託の内容、モニタリングの手法等の検討においては、業務の性質や特性、住民への影響、民間事業者の能力、社会的情勢等の事情を勘案し、住民や利用者へのサービス供給の質的向上と効率化の観点から、監理委員会の意見を聴くとともに府が主体的に責任をもって判断するものとする。

【別記1】

- ①事業名
- ②提案を求める内容
- ③事業の目的
- ④事業の主な対象者
- ⑤府の施設や備品、既存の資料状況と使用の可否
- ⑥事業の実施において必要なノウハウ
- ⑦必要な成果物
- ⑧法的な要件など留意点
- ⑨業務内容(事業手法等)
- ⑩事業費等(事業費・人件費・人員数)
- (⑩業務改善後の事業費等(事業費・人件費・人員数))
- ⑪参考となる事業の成果実績
- ⑫標準的な業務水準
- ⑬緊急時の対応
- ⑭府民に対する対応
- ⑮個人情報保護などのセキュリティ対策
- ⑯その他

【別記2】

- ① 提案者の名称
- ② 提案者の主たる業務
- ③ 提案をする対象業務
- ④ 対象業務もしくは対象業務と類似する業務にかかる実績
- ⑤ 対象業務を提案者において実施する可能性
- ⑥ 対象業務を実施するにあたって、事業手法などにおいて改善を実施できる事項とその内容
- ⑦ 対象業務を実施するにあたって、事業の成果、水準等において改善が期待できる事項とその内容
- ⑧ 対象業務を実施するにあたって、事業費等(事業費・人件費・人員数)において削減が実施でき
きる見込み等
- ⑨ その他、対象業務を民間で実施した場合に、府が実施した場合より優れて成果、効果、などが
期待できる事項とその内容
- ⑩ 対象業務を府が発注する際において、府が留意すべき事項